

令和6年8月16日

令和6年第8回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年8月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	5番 藤中 京子	7番 上尾 家隆
9番 中尾 正浩	10番 黒崎 友美	12番 原田 孝親
13番 林 聖文	15番 刀祢明 薫	16番 森川 稔己
17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

6番 小川 栄太郎	8番 藤本 哲	11番 塚田 由美子
14番 藤村 浩司		

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 木村 吉秀

5 会長は、午前10時00分、委員総数14名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

10番 黒崎 友美 12番 原田 孝親

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について
議案第27号 農用地利用集積計画について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第7項の規定による通知について
- 4 令和6年第7回総会における保留分について
- 5 現況証明について

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和6年第8回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち14名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、10番黒崎友美委員と12番原田孝親委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

では早速、議案に移ります。「議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田。面積は475㎡他2筆、合計3,003㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。申請地は愛宕出張所から東に約1kmに位置する農地です。

譲渡人は相続で農地を受け取り、貸していたが農業することもなく、今後のことを考え、農地を手放しそうと考えていたところ、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人に譲り渡すことにしたそうです。

譲受人はこれまで兼業農家であったが、会社を定年退職したことから農地を新たに拡大取得し、営農活動に力を入れるということです。

現在の利用権設定終了後の来年、令和7年4月1日以降に蓮根を作付けするそうです。

7月30日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目全てに問題なく、3条申請は適当と思われ。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番由宇地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田。面積は1,724㎡他2筆、合計5,280㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

では追加説明をいたします。申請地は由宇総合支所より西へ約 900mの場所に位置する農振農用地区域外の第2種農地です。

譲渡人は祖父名義の農地を相続いたしましたが、農業は営んでおらず、広島県廿日市市に住んでおり、維持管理が困難となったため農地を引き継いで耕作してくれる人を探しておりました。

一方、譲受人は岩国市の会社に勤めながら農業を教えてもらっている状況であり。今回自分の農地を持つことで自分自身が新規に農業を行ってみたいと考えたことから農地を購入することとしたものです。

7月29日に事務局支所担当者とともに現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は287㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは説明をいたします。この申請地は玖珂支所より約東へ1.6kmの所にあります。

譲渡人は高齢で耕作不能のため、この土地を隣接地の譲受人に譲渡することにされました。

譲受人は自己の宅地に隣接をしており、引き取って営農規模の拡大をすることにされました。耕作物は野菜を栽培されます。譲受人は現在、農作業用大型機械を所有されております。

また地域等の役割分担につきましても、農業維持発展に関する話し合い活動への参加。農道、水道、水路等の共同利用施設の取り決めも遵守されます。

7月30日に現地に調査に行っております。3条許可は相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田及び畑。面積は 1,326 m²他 6 筆、合計 4,854 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 1 3 番

この申請地は周東総合支所より 1.4 km の所に 1 筆。2.53 km に 6 筆の申請でございます。

譲受人は土建業を営んでおり、6 筆の申請地は隣接地になります。

譲渡人は高齢で耕作困難になり、譲受人に相談を持ちかけられ、双方合意に至ったようです。なお、取得後はそばの栽培を予定しているとの事でございます。

7 月 30 日に支所担当と現地確認に入り、書類と照らし合わせたところ、問題はないと思いました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4 番を許可することを決定します。

次に、5 番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5 番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は 2,135 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東に約 2.4 km 程度の圃場整備を行った農地で、譲渡人の父が利用権設定で譲渡人の母から借りていた農地で、この度申請地を譲渡人が相続したのをきっかけに譲受人にその父を通して話があり、利用権設定は相互合意解約された上で売買されるものです。

借りていた父と譲受人は親子であり、合意解約においても何ら問題は生じておりません。また譲受人の経営規模の拡大をしたいという目的も農地の管理上も何ら問題になることはありません。

申請地は 7 月 30 日に事務局員とともに調査項目と照らし合わせて現地調査を行いました。いずれの項目も問題はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5 番を許可することを決定します。

次に、6 番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は1,572㎡他2筆、合計3,325㎡です。申請人は記載のとおり。理由は新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所から東に約2.3kmの農地です。

譲渡人は神奈川県在住で、地元で農業後継者もないため土地を売りたいと思っていたところ、建築業者の紹介で農地を購入したいと考えていた譲受人に出会い申請となったものです。

譲受人は在留資格のあるアメリカ人で、日本人妻と夫婦2人で農業をしたいと思っているということです。現在は通い作りできる申請地を購入しますが、同時に譲渡人に所有する申請地に近い宅地を購入し家を建てる予定だそうです。

通い作り距離もほとんどなく、容易に水回り等できると考えていますので、夫婦とともに農業経験はありませんが、周囲の耕作者で農業指導を仰ぐことになっており、農業機械の確保についても購入の予定であり、何ら問題はありません。

また譲受人の在留資格も日本人の配偶者等となっており、その期限は2028年4月までであり、その後も更新をすると聞いております。

申請地は7月30日に事務局員とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と考えられますが、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

続いて、「議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は331㎡他2筆、合計1,734.21㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は資材置場の設置です。

農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所 日向より西北へ388mに位置する農地です。

申請人は現在、岩国市玖珂町に借用している資材置き場については、半年後までに返還するよう求められます。事業に支障が出るため早急に資材置き場の確保が必要となっていることから、農地の転用をしようとするものです。

申請地は自宅から 1.2 km と近距離にあり、工事施工場所も周東・玖珂地域が主体にあるため、利便性に優れていることから当該地を選定しました。他の候補地、検討いたしましたが申請地が適度であると判断しました。

現在は臨時職員に二人、職種によって下請けにより事業を行っています。今後とも事業拡大に向けて資材置場の充実とともに努めてまいります。

8月6日、支所の担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしましたが、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

続いて、「議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,542㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。申請地は灘出張所から西へ直線距離で1.5 kmの場所に位置している農地です。

この地区は蓮根田が多く、申請農地も蓮根田に囲まれております。公道に面した3枚の水田です。

譲渡人は高齢になり、農業を引き継ぐ後継者がいないため、数年前に耕作をやめて以後苦労して維持管理されておられると思いますが、綺麗になっておりました。譲受人からの転用の申出を受け、譲り渡すこととしたものです。

譲受人は現在岩国市内で21ヶ所程度、設置実績のある電力の小売業を営む会社の子会社です。

7月29日、事務局と調査項目に従って現地確認を行いました。農地は現在は草が伸びてはおりますが、多年生等・難雑草はなく、草刈等環境整備は定期的になされているようでした。

そこに176枚のパネルを設置して、49.5 kWの発電出力を計画しておられ

ます。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書を確認いたしました。雨水は敷地内で自然浸透とのことで、申請になっております。ただ側溝への排出口はいずれの農地も取り付けがあり、大雨の時にはそちらへ流れるので問題がないと思います。その他余白の空地部分については年3回の草刈りを行って保全管理するとのことです。その他周辺農地の影響は考えられる隣接住宅もなく、5条許可は適当と思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。
(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番周東地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は1,342㎡です。
申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。
農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南東へ約1.2km位置します。譲受人は先ほどの25-1で提出された毎月総会に出されております、大阪の法人であります。
譲渡人は申請地を長年耕作せず、後継者や担い手もなく維持管理が困難となっており、将来の管理について心配していたところ、譲受人から譲渡の話があり、話が始まったものです。
8月7日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への悪影響を及ぼさないよう十分留意し、万一問題等が発生した場合は、自己の責任において対応するというものでありますので、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。
(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番周東地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は2,782㎡です。

第 2 番

申請人は記載のとおり。転用目的は資材置場の設置です。
農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

説明します。申請地は周東総合支所から南東へ約1.4kmに位置します。
譲受人は建設業を営む法人です。資材置場が不足したため隣接地を求めたものです。

譲渡人は申請地を相続により入手したもので、市外に居住しており高齢でもあり、耕作もできないことから譲受人の要望に応じたものです。

8月7日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。雨水等、自然流下で建設物は設置しません。それでこの写真で言えば、会社の建物そばに溝があります。地図の上の方側が会社です。それで下の赤で囲ってあるところが申請地で資材置場になるということです。その間に溝がありますので、直接侵入できないため、南の細長く伸びたところから搬入搬出をするということで聞いております。それで許可相当と思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。
(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番周東地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田。面積は364㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所 日向より西南に約675mに位置する農地です。

譲受人は現在実家で親と同居しておりますが、子供も大きくなって手狭になり、以前から交通の利便性が悪いところで生活しています。インフラの整った自己用住宅用地を探しており、このたび譲受人との協議の上合意に至ったことから、申請地を転用し権利移動しようとするものです。

譲渡人は令和4年に相続を受けましたが、事業繁多のため農地の善良な管理ができない状況にあります。

この度、譲受人との協議のうえ合意に至ったことから申請地を提供して

権限移動しようとするものです。自己用住宅の建築に際して、被害防除計画書では雨水は道路の側溝へ、し尿排水等、生活排水等は公共下水道へ、また土地改良区の意見書もいただいております。その他事業計画、資金計画も提出されています。

8月6日、支所の担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしました。問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,063 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所 日向より西へ約3 kmに位置する農地です。

譲渡人は当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況となったため、譲受人の希望通り太陽光発電設備を設置することに賛同し、売り渡すことにいたしました。

譲受人は先ほどもありましたように、現在多く利用されている環境にやさしく、より安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して、売電による収益を上げたいという方です。

岩国市内でも許可済計画地が複数箇所あり、現在21ヶ所が稼働しているそうです。計画面積1063 m²。太陽光パネルは152枚設置。北と西の道路側は少し高いため、スペースを空けて設置するということです。

建蔽率が36.37%です。雨水の放流先は農業用水路であります。周辺に悪影響を及ぼさないよう十分留意し、万一問題が発生した場合は自己の責任において対応するそうです。

8月6日、支所の担当職員と現地で調査項目に従って調査をいたしました。何の問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、6番を事務局より議

案説明してください。

事務局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は1,724㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明します。申請地は周東総合支所から南東へ約1.2kmに位置します。

譲受人は広島で太陽光発電を48ヶ所で展開する法人です。山口県では初めての申請ということです。山口県で新たに展開したいと検討していたところ、譲渡人との同意を得たものです。

譲渡人は高齢で、耕作困難で後継者もないことから要望に応じたということです。

8月7日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。汚水は自然流下で農業用水路へ排水、雑草対策として防草シート敷設の予定としています。許可相当と判断しております。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は1,578㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

これ7番、8番一緒ではいけませんか。同じ所なのですが。

議長

申請人等が同一で隣接地ですので、7番と8番を一括審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番についても、事務局より議案説明してくだ

さい。

事務局

8番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は409㎡他1筆、合計1,262㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

それで説明いたします。申請地は周東総合支所から南南東へ約1.5kmに位置します。

譲受人は25-6等、先ほどの所と同じ法人です。

譲渡人は旧市内に居住しており、高齢で後継者もなく譲受人の要望に応じたものです。

8月7日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。25-8と25-7の所は、家がぐるっと囲まれるように太陽光発電ができるということで、暑かったりいろいろあるのではないかということをお聞きしましたところ、設置する角度や間隔などを考慮しながら設置する旨を説明したところ、同意されたということで、許可相当と思っております。

雑草対策については、防草シートを敷設するという事です。許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番、8番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第26号農地法第5条の規定による許可処分取消について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,354㎡他1筆、合計1,763㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

取消の理由は、事業見直しによる中止です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番の許可を取り消すこととします。

次に、「議案第27号農用地利用集積計画について」を上程します。それでは、事務局より議案説明してください。

事務局

中間管理機構関係分、所有者不明分は2件。筆数は3筆。田、8,172 m²です。水田としての利用となっています。

なお、中間管理機構分につきましては、備考欄に配分先予定者を記載しておりますが、本来なら、この総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、県において促進計画が決定されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回配分先を掲載して上程させていただいておりますのでご理解ください。

以上、各筆明細と集計の説明とさせていただきます。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、農用地利用集積計画について適当と認めることを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は2,700 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場の設置です。農地区分は市街化区域です。

以上、1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番岩国地区

都市の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。

面積は99 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、宅地造成です。農地区分は市街化区域です。

以上、他5件、合計6件の届出がありましたが、添付書類を含め完備しておりましたので、局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

この通知は中間管理機構から貸し付ける相手が決まされ、県において配分計画が認可されたとの通知があったことから報告するものです。

1番玖珂・周東地区

土地や所在・地番は記載のとおり。現況地目は田。面積は15,329㎡です。
権利の設定を受ける者は記載のとおり。権利の種類は賃借権および使用貸借による権利の設定です。水田としての利用です。他5件、合計6件の通知がありました。

議 長 報告第4号令和6年度第7回総会における保留分について、1番を事務局より報告してください。

事 務 局 1番由宇地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田及び畑。面積は489㎡他12筆、合計12,204㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は譲受人による譲受人以外の持分の取得です。7月22日付けで申請通り審判がありました。

議 長 審判の確認が取れましたので、7月総会により許可となりました。
それでは、2番を事務局より報告してください。

事 務 局 2番美和地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、畑及び田。現況、畑及び田。面積は14㎡他5筆、合計2,857㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営継承です。
8月5日、今後の定住権が許可されました。

議 長 定住権の確認が取れましたので、7月総会により許可となりました。
報告第5号現況証明につきましてはご高覧ください。
以上で農地法関係の報告事項を終わります。続いて協議事項に移ります。

議案に同封の農地利用最適化推進施策の改善に関する意見(案)を準備
ください。ありますか。資料としてお配りしている一枚ものです。

この件につきまして、先月の総会までに委員より提出された意見を基に
案を作成しておりますが、ご意見等はございませんか。

(異議なし)

ご異議ありませんので、案を岩国市農業委員会の農地等利用最適化推進
施策の改善に関する意見として、山口県農業会議に提出いたします。その
ほか、伝達事項がございませんか。

事 務 局 事務局からすいません。議案に同封いたしておりました岩国市の農業施
策に関する意見書にかかるご意見がお手元にございましたら、帰られると
きにまた事務局にご提出ください。以上です。ありがとうございます。よ
ろしく申し上げます。

議 長

委員の皆様からその他、何かご意見等ございませんでしょうか。それでは本日の総会は以上をもって終了いたしたいと思います。次回の定例総会は9月17日火曜日、午前10時から岩国市民文化会館の小ホールを予定しております。

繰り返します。次回の定例総会は9月17日火曜日、午前10時から当会館の小ホールを予定しております。

また合わせて、終了後に新規就農者との意見交換会を1時間程度の予定しておりますので、出席の方よろしくお願ひしたいと思います。

また、今の各地で地域計画の地域、それぞれの地域での説明会・意見交換会を行っております。それぞれの委員の皆さんの関係箇所がありましたら、ご出席の方をよろしくお願ひしたいと思います。では、以上をもちまして本日の総会を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

次回総会について

令和6年9月17日 火曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 小ホール。

午前11時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長

梅川仁樹

署名委員

原田孝親

署名委員

黒崎 友美